

議第27号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3注4（1）中「30分」を「1時間」に改める。

付 則

この条例は、平成29年 5 月 1 日から施行する。